

戦没者の妻の方々へ

特別給付金のご案内

この給付金は、先の大戦により夫を失い、その精神的・経済的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うため、昭和38年から記名国債を支給しているものです。このたび、特別給付金を支給する法律が改正され、①②③に該当する方々で、一定の要件を満たす場合に支給することになりました。

対象の可能性がある方には、厚生労働省から通知が送られます。それぞれ要件・必要書類が異なりますので、通知を確認し、請求してください。請求期間を過ぎると手続きができなくなり、すので、ご注意ください。

①戦没者等の妻として「第二十二回特別給付金国債い号」を受給されていた方（継続支給）※時効により受給できなかった方を含む

▼金額 200万円（10年償還）▼通知 平成25年7月通知済

②戦傷病者の妻として「第十八回特別給付金国債」

または「第二十回特別給付金国債」を受給されていた方（移行支給）※時効により受給できなかった方を含む

▼金額 戦傷病者の妻として特別給付金を受給していた期間によって金額が異なる▼通知 平成25年11月頃発送予定

③新たに戦没者の妻となった方（新規支給）※平成15年4月1日から平成25年3月31日までの間に、夫が公務または勤務に関連した傷病で死亡したことにより、その妻が恩給法による公務扶助料・特例扶助料、または戦傷病者戦没者遺族援護法による遺族年金・遺族給与金の受給権を得た場合に支給

▼金額 20万円（10年償還）▼通知 11月頃発送予定

【相続人請求の場合】

特別給付金を請求すべき戦没者の妻がその請求をしないまま死亡したときは、

相続人がご自身の名前で特別給付金を請求できます。相続人であることが認められる戸籍の謄（抄）本を提出してください。

相続人が複数のときは、相続人全員（対象者が不明の場合は要相談）の相続人請求同意書を提出してください。

特別給付金を請求した戦没者の妻が国債を受け取らないうちに死亡した場合には、相続人が国債を受け取ることができ、（相続人は国債の受領後、償還金支払場所にて記名変更の手続きが必要）。

▼請求期間 ①6月12日（水）／平成28年6月13日（月）②③10月1日（火）／平成28年9月30日（金）▼請求・問合先 市役所社会福祉課 社会福祉G 内線162



キャップ回収協力団体等（7月中旬～9月中旬）		
名	称	回収量
守谷わかば幼稚園		18.9kg
まつやま保育園		48.6kg
守谷保育園		12.4kg
土塔中央保育所		8.8kg
北園保育所		11.4kg
大井沢小学校		54.3kg
黒内小学校		13.9kg
新守谷やくし台自治会		4.9kg
みずき野町内会		3.6kg
もりやみどりの会		5kg
原ピンポン愛好会		7.8kg
坂町出前サロン		18.5kg
守谷エコキャップクラブ		4.1kg
八潮化学(株)		10.5kg
(株)伊勢半		6.7kg
会田記念リハビリテーション病院		45.7kg
林 嵩宏さん		9.6kg
茂木輝子さん		34.4kg
守谷市役所（回収ボックス）		249.8kg
合	計	568.9kg

ペットボトルのキャップ回収へのご協力ありがとうございました！

皆様のご協力で、今回は568.9kgのキャップが回収されました（左表）。この売上金により、世界の子どもたちに284人分のワクチンを届けることができ、尊い命が救えます。今後も引き続きご協力をお願いします。

▶個人（少量の場合）

市役所生活環境課前、中央・郷州・高野・北守谷の各公民館、保健センターに設置してある回収ボックスに入れる

▶グループなど（多量の場合）

事前に連絡の上、資源物専用袋などに詰めて約8kgを目安に生活環境課へ持参する（プルタブやアルミ製のキャップは入れないでください）

●問合先 市役所生活環境課 内線142～144